

居宅介護支援 介護相談室 カラー 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社色どりが開設する介護相談室カラー（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 介護相談室 カラー

二 所在地 東京都板橋区四葉2-23-8 サンマンションアトレ板橋赤塚504号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- ①介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
- 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
- 保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。
- 課題の分析について使用する課題分析票はインターライ方式等を用いる。
- ②介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- テレビ電話等を活用したモニタリングを実施した場合二月に一回利用者の居宅に訪問し面接が出来るが必ず文書により同意を得ること。
- 担当者会議においては主治医、他事業者の合意を得ること。
- 利用者の心身の状態が安定していること。
- テレビ電話でのモニタリングで情報が把握出来ない場合は他事業者から情報を得ること。
- ③介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- ④介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。
- なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 通常の事業の実施地域を越え1 km 毎に 300円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東京都板橋区の区域とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情、ハラスメント等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

- 第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第10条 利用者の人権擁護、身体拘束、虐待防止等の為、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するための措置を講じる。
- ①虐待防止委員会の開催。
 - ②高齢者虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待防止研修の実施。
 - ④専任担当者の配置
 - ⑤指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
身体拘束を行う場合はその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(感染症予防、まん延防止の対策)

- 第11条
- ①感染対策委員の開催。
 - ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
 - ③感染症及びまん延防止のための訓練の実施
 - ④専任担当者の配置

(業務継続計画の策定)

- 第12条 感染症や自然災害が発生した場合にあっても利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施する

- 第13条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年6回
- ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社色どりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

(1) 居宅介護支援利用料

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。
尚、保険料の滞り等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。後日このサービス提供証明書を板橋区の介護保険課の窓口へ提出し全額払い戻しを受けられます。【償還払い制度】

居宅介護支援費（Ⅰ） 介護支援専門員常勤換算 1 人 当たりの取り扱い件数 4 4 人未満 の場合	要介護 1・2	12,380 円(1,086 単位×11.4)
	要介護 3～5	16,085 円(1,398 単位×11.4)
介護支援専門員常勤換算 1 人 当たりの取り扱い件数 4 5 人以上 6 0 人未満の場合	要介護 1・2	6,210 円(544 単位×11.4)
	要介護 3～5	8,025 円(704 単位×11.4)
介護支援専門員常勤換算 1 人 当たりの取り扱い件数 6 0 人以上 の場合	要介護 1・2	3,716 円(326 単位×11.4)
	要介護 3～5	4,810 円(422 単位×11.4)

(2) 加算【対象月のみ】

初回加算	新規及び支援者から要介護に移行した場合の計画算定時。	3,420 円
入院時情報連携加算Ⅰ 加算Ⅱ	病院、診療所に入院の時、利用者に関する情報提供した場合。	2,850 円 2,280 円
退院、退所加算（カンファレンス参加なし）	退院、退所にあたり、医療機関等の職員と面談し利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行う。	連携 1 回 5,130 円 連携 2 回 6,840 円
退院、退所加算（カンファレンス参加の場合）		連携 1 回 6,840 円 連携 2 回 8,550 円 連携 3 回 10,260 円
通院時情報連携加算		医師の診察を受ける際、ケアマネジャーが同席し心身状況、生活環境等の情報を行う。
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント	4,560 円
緊急時居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師、看護師と共に居宅に訪問しカンファレンスを行う。	1 ヶ月につき 2 回 2,280 円